平成２３年（フ）第４５３号
愛知県碧南市東山町６丁目９番地　コーポスギ203号、旧住所愛知県碧南市石橋町３丁目67番地　ＭＯＡＩ－５Ｆ－Ｃ
債務者　金原　博子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４８号
滋賀県長浜市長田町116番地39
債務者　猪瀬　幸夫（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第４８４号
埼玉県春日部市内牧2281番地１シェリンパーク弐番館101
債務者　成島三夏子（旧姓亀田）
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４９０号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地３街区27棟303号
債務者　折原　　努
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４９３号
埼玉県八潮市大字大曽根50番地４　マンハイム八潮411号
債務者　須山　令子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５０９号
埼玉県越谷市花田５丁目16番地２　アゼリアコーポ101
債務者　外地わたる
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５１１号
埼玉県春日部市粕壁４丁目３番40号　コーポ春日部101、旧住所埼玉県春日部市小渕1511番地２
債務者　松本　和枝
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６１９号
埼玉県川越市寿町２丁目2591番地　市営住宅Ｋ３―304号室
債務者　鈴木裕美子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２１号
埼玉県秩父市荒川久那3747番地
債務者　青木　文夫
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２３年（フ）第３８２号
新潟市西区五十嵐２の町8350番地10
債務者　樋口美智子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３９０号
新潟市東区上木戸１丁目16番16号、前住所新潟市江南区大渕1575番地13
債務者　幸田　　誠
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５８６２号
大阪市北区中崎西１丁目９番18号
債務者　池田　寛之
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２０７号
大阪市天王寺区上本町９―２―16　初音ビル308号室、住民票上の住所兵庫県川西市美園町11番１号
債務者　中瀬　新一
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４３７号
大阪市生野区巽東３丁目７番15―604号
債務者　橘　　和美（旧姓平沼）
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７３号
北海道旭川市末広１条９丁目４番３号
債務者　岡田めぐみ
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３４４号
北海道旭川市東６条２丁目４番７号　レオパレス新旭川第１Ｂ―202
債務者　小林　史典
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部